## 令和7年度労務報酬下限額等

多摩市公契約条例第7条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。 令和6年10月30日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額

〔単位:円(1時間当たり)〕

		[ 早似:円(1	
職種	下限額	職種	下限額
特殊作業員	3, 185	高級船員	4, 118
普通作業員	2, 858	普通船員	3, 320
軽作業員	1, 980	潜水士	5, 310
造園工	2, 915	潜水連絡員	3, 882
法面工	3, 555	潜水送気員	3, 770
とびエ	3, 510	山林砂防工	3, 455
石工	3, 533	軌道工	6, 120
ブロックエ	3, 285	型わく工	3, 375
電工	3, 387	大工	3, 240
鉄筋工	3, 477	左官	3, 465
鉄骨工	3, 150	配管工	3, 038
塗装工	3, 680	はつり工	3, 218
溶接工	3, 803	防水工	3, 848
運転手 (特殊)	3, 252	板金工	3, 645
運転手 (一般)	2, 655	タイル工	* * * *
潜かん工	3, 950	サッシエ	3, 420
潜かん世話役	4, 680	内装工	3, 522
さく岩工	4, 005	ガラス工	3, 365
トンネル特殊工	3, 815	建具工	3, 027
トンネル作業員	3, 308	ダクトエ	3, 038
トンネル世話役	4, 320	保温工	2, 948
橋りょう特殊工	3, 702	建築ブロック工	* * * *
橋りょう塗装工	3, 780	設備機械工	2, 970
橋りょう世話役	4, 332	交通誘導警備員 A	2, 138
土木一般世話役	3, 488	交通誘導警備員 B	1, 868

多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上

〔単位:円(1時間当たり)〕

適用範囲	業務内容	下限額
多摩市公契約条例第5条第 1号に規定する業務のう ち、別紙1の労務報酬下限 額が適用されない労働者等 ※ 工事における熟練労働 者以外の者	別紙1の職種に係る業務	1, 380
多摩市公契約条例第5条第2号から第4号に規定する業務の労働者等 ※委託・指定管理協定等の業務に従事する者	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	1, 239
	街路樹の維持管理業務 (街路樹等の補助作業員を除く)	1, 239
	下水道管渠清掃等業務(補助作業員を除く) (下水道管渠内における清掃業務及びこれに伴う準備・片付け業務)	1, 476
	可燃物等の収集運搬業務	1, 239
	学校給食センター調理等業務委託	1, 239
	学校給食配送業務委託	1, 239
	学校給食配膳業務委託	1, 239
	上記以外の業務・指定管理協定	1, 239